

浦添市里浜の保全及び活用の促進に関する条例

浦添市市民部環境保全課環境推進係長 山入端 勝

浦添市は「浦添市里浜の保全及び活用の促進に関する条例」を制定した（条例第30号として、平成29年12月20日公布、平成30年4月1日施行）。

市の西海岸地域に広がるイノー（礁池）、通称「カーミージー」を保全し、観光振興や環境学習に活用することを目的とした条例。海辺を「里浜」（多様な自然環境を構成している海浜と人々とのつながりが現代の暮らしの中で身近なものとして環境学習や自然体験の場などの様々な活動がなされている地域）と位置付けて保全、活用について定めた条例としては全国初。

1 はじめに

浦添市は、沖縄本島の南側に位置し、東シナ海に面する西海岸沿いにある、県都那覇市の北側に隣接しています。市域は東西8.4km、南北4.6kmで北を頂点とした扇形の形で、総面積は19.09km²です。北を頂点に東側は起伏に富んだ丘陵地を形成し、西側は平坦地となって東シナ海に臨みます。東側の高台には、浦添城跡等、文化財が多く、周辺の住宅地を囲むように緑地帯が形成され、その合間を縫うように4つの河川が流れています。

かつては浦添城を拠点とした琉球王統発祥の地として政治経済の繁栄や自然と調和した

歴史文化にあふれた地であり、その後、王都が首里城に移ることにつながっています。先の大戦によって沖縄全土が焦土と化した中、本市も、近年映画化された「ハクソーリッジ（前田高地）」等の激戦地であり、平和への願いを広げ、復興に向けた取組を進めてきました。「太陽とみどりにあふれた国際性ゆたかな文化都市」をキャッチフレーズに、市の東側では沖縄都市モノレールの延長工事が進められており、西側では平成30年3月に西海岸関連道路が開通し、これらを基盤としたまちづくりを展開しています。

2 条例制定に至った背景と経緯

本市では、平成23年6月に浦添市環境基本条例を制定し、同条例第10条に基づき環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため浦添市環境基本計画を平成25年3月に策定しました。同計画では地域別の行動指針を掲げ、浦添市西海岸域を含む「海岸地域」における「めざす環境像」を「環境に配慮して産業活動を行い、サンゴ、イノー、リーフ等の自然の保全を推進する地域」としており、海岸地域の、特にカーミージー（亀形の岩礁）周辺は、地域住民が中心となり多様な生物の生息する海草藻場が形成され

ているイノー（礁池）等の自然環境を保全し、その大切さを伝えるために環境教育・環境学習の場として活用することとしています。

平成19年に設立した、地域住民や学校、学識者、企業で構成する「うらそえ里浜ネットワーク実行委員会」は、カーミージーを地域の宝と捉えて、地域コミュニティ形成の核として位置付け、かつての里浜の営みを復活させるべく様々な活動を行ってきました。

地域を巻き込んだ活動の展開を図るため、地域の小学校と協議を重ねて、継続的な活動となるよう小学4～6年生の総合学習として組み入れて毎年取組を実施しています。具体的な取組として、総合学習等のメニューとして、自然観察会、カヌー体験、カーミージー周辺の海岸清掃、有識者の指導によるイノー（礁池）のモニタリング調査、元漁師の指導による袋網作り・体験追い込み漁、小・中学生とともに手作りペットボトル号によるシランカー（河川）の探索、「浦添市民里浜フォーラム」での「里浜づくり宣言」等を行ってきました。このような様々な活動を通して、郷土愛の醸成、地域資源の次世代への継承、将来を担う地域活動の人材育成が図られています。

これまでは、地域住民が中心となってカーミージー周辺の自然環境を保全し活用してき

ましたが、西海岸関連道路の整備計画に伴い、里浜を市民や県民及び来訪者等数多くの方が利用することが想定されることから、西海岸自然海浜・イノーの将来にわたる保全及び活用を図るため、平成27年に地元自治会から「里浜条例（仮称）」の制定に係る要請があり、市は条例制定に向けた取組を始めました。平成27年度は里地・里山条例や里浜づくりの考え方の事例研究を行い、平成28年度は条例制定に係る庁内検討委員会を設置し、条例素案の作成を行いました。そして、平成29年度か

里浜条例パンフレット



（平成30年3月「うらそえ里浜ネットワーク実行委員会」作成）

ら条例制定に向けた本格的な取組として、庁内検討委員会による庁内関連部署との協議、海岸管理者等との条例内容検討を行い、地域住民説明会及びパブリックコメント（意見募集）を実施し、市の附属機関である浦添市環境審議会の審議を経て平成29年12月に条例を制定し、平成30年4月の施行に至りました。

3 条例内容・設計の解説

本条例は、地域住民等が大切にしてきた「里浜」を保全及び活用することを促進するため、基本理念を定め、各主体の責務及び役割を明記し、意見交換を図るための協議会を開催すること等を明記しています。

（1）目的

カーミージー周辺等の西海岸は、多様な生物の生息する海草藻場が形成されている広大なイノー等が存在し、貴重な自然環境を有しており、その自然環境を次世代に引き継いで行くために、基本理念や市民等が果たすべき役割を定めることとしています。本条例は、浦添市総合計画及び環境基本計画等の上位計画や関連計画との整合を図り、協働のまちづくりりに位置付けています。また、本条例は「里浜を保全し活用していきましょう」と宣言するための理念条例であり、海岸管理者等の関

係機関と連携し、里浜の保全及び活用の促進を図ることとしています。

(2) 基本理念

里浜を保全及び活用して行くために6つの基本理念を定めており、以下のようにうたっています。

- ① 生物多様性の観点から里浜を保全し回復していくこと
- ② 市民が里浜を認識し、歴史・文化の学習・伝承の場として活用していくこと
- ③ 里浜を津波等の災害防止に関わる普及啓発の場、及び里浜を残すことで市民の憩いの場として活用することで、人々の生活環境の保全と回復を図ること
- ④ 里浜を環境保全に配慮しながら人と自然とのふれあいの場として確保すること
- ⑤ 市や市民等で協働して里浜づくりを推進すること
- ⑥ 里浜づくりの活動を次世代へ継承するため、環境教育・環境学習を行い、人材育成を図ること

(3) 市の責務

里浜を保全及び活用するための市の責務を明記しています。

- ① 基本理念にのっとり、里浜を保全及び活

用するための施策を策定し実施することとする。施策については、協議会や市の関連部署の意見等を反映しながら策定していく。

- ② 施策の策定及び実施に関し、里浜の現況調査（モニタリング調査等）及び必要な措置を講ずる場合は、市民等や関係機関等に情報提供等を行い協力して行う。
- ③ 施策の策定及び実施に関して市民等及び関係機関等へ周知する。
- ④ 里浜の保全及び活用の促進を図るため、普及啓発活動を積極的にを行う。

(4) 市民等の責務

市民、活動団体、事業者及び来訪者も里浜の保全及び活用に努めるとともに市の施策等に協力することとしています。

(5) 協議会

里浜を保全及び活用するための施策等について意見交換を行い、その情報を共有する場として、任意の協議会を設置することとしています。

4 条例を基にした取組

本条例が平成30年4月に施行されたことに伴い、これまで下記の取組を行ってきました。

(1) 協議会の設置

本条例第6条に基づき、里浜の保全及び活用に関する関係者間の意見交換及び情報共有を図るため、浦添市里浜保全活用促進協議会を設置要綱を平成30年4月に制定しました。協議事項は以下のとおりです。

- ① 里浜の保全等の促進についての施策の策定及び推進に関すること
- ② 里浜の保全等に関する取組の調整及び評価に関すること
- ③ 里浜の保全等に関する情報発信に関する

浦添市里浜保全活用促進協議会の開催状況



こと

④里浜の保全等に関する普及啓発に関する
こと

⑤その他里浜の保全等に関する必要な事項
に関すること

協議会の組織は、里浜の保全等を積極的かつ主体的に行う地域住民及び団体の代表、里浜の自然環境に精通し専門的知識を有する者、関係機関の職員及び関係地方公共団体の職員等としており、平成31年1月現在で、外部組織13団体、庁内4部署で構成しており、事務局は浦添市環境保全課となっています。

これまで、本協議会を平成30年5月、8月、11月の計3回開催しました。議題として、「うらそえ里浜の保全・活用ガイドライン」(後述)策定に向けての意見交換を行いました。

今後、ガイドラインの進捗状況に関する意見交換や、里浜保全及び活用に向けた清掃活動等の取組を行っていく予定です。

(2) ガイドラインの作成

本条例第4条の市の具体的施策として取りまとめたのが、「うらそえ里浜の保全・活用ガイドライン」です。ガイドラインの内容に關しては以下のとおりです。

○キャッチフレーズ……かけがえのないうらそえの海を100年後の子どもたちにも親

しくふれあえる海として守り伝えたい!

○目的……里浜を保全し、みんなの憩いの場として活用し、協働のまちづくりに寄与するものとする。

○現状・課題……カーミージー周辺の海は、見た目には綺麗だが、生き物は少なくなってきた。しっかりと保全し再生していく必要がある。

○理想像……みんなで「美しい浜」「生き物が豊かな浜」「交流とにぎわいのある浜」を実現する。この3つで構成される「人が自然と共生する持続可能な豊かな浜」づくりを目指す。

○取組の方向性……「里浜」をみんなの「共有財産」として捉え、一人ひとりが「豊かな浜」の恵みを享受する機会を増やすとともに、「里浜」に暮らす一員として自覚と責任をもって行動する。また、「人」と「モノ」の2つの視点から「里浜づくり」を通して、浜との関係を再構築する。

○利用にあたっての心得……里浜を保全・活用していくためには、市民、市民団体、事業者、県民、来訪者にガイドラインの趣旨を理解していただき、理想像実現に向けた取組が重要となる。ガイドラインは、そのための利用に当たっての心得を取りまとめた内容。心得の項目としては、「これから

もみんなが里浜で遊ぶために」「これから

も海の恵みを守りたい。そのために」「これからも里浜で遊びたい(自然観察)。そのために」「これからも安全に使いたい。そのために」「これからも里浜を守りたい。そのために」の5つの項目ごとに利用者が里浜を利用する際に守ってほしいことを列記。

○市の取組方針……市が里浜を保全・活用していく取組として、定期的なカーミージー周辺海域環境調査の実施、里浜保全・活用に関するフォーラム等の開催、管理者・地域・ボランティア等と連携した海岸パトロールの実施、環境教育リーダー育成、環境学習講座の開催、里浜の保全・活用に関する普及啓発、利用者への適正な指導及び管理者等との連携等について列記。

○関係機関連絡先……里浜の異変や問題等に關する連絡、イベント開催時の届け出先等を紹介。

○推進体制……本ガイドラインの策定・改定に当たっては、庁内の里浜保全及び活用の促進に關連する部署で構成する「庁内会議」、地域住民、活動団体、関係機関等で構成する「浦添市里浜保全活用促進協議会」、学識経験者や事業者、関係機関団体等で構成する市の附属機関である「浦添市環境審議会」、及び「国・県・管理者」で

カーミージー（亀形の岩礁）周辺の海岸清掃



(平成30年11月17日撮影)

情報共有・調査審議しながら推進体制を図る。また、本ガイドラインの進捗状況について年次報告書を作成し、改善等に向けて意見交換を図っていくこととする。

○公表・周知……本ガイドラインについては、浦添市ホームページ等を活用し、広く市民等へ周知を図っていく。

(3) 地域住民等との海岸清掃

本条例の基本理念の一つである「市や市民等で協働して里浜づくり」を推進する取組として、地域住民や活動団体等と連携してカーミージー周辺の清掃活動を行っています。

平成30年6月には地域住民・活動団体と市が清掃活動を行い、平成30年11月には、市内の小学生とその保護者で海岸清掃を行いました。また、平成31年1月には、うらそえ里浜ネットワーク実行委員会が中心となり、浦添市里浜保全活用促進協議会や庁内の関連部署が参加して海岸清掃を行いました。

今後も、カーミージー周辺の里浜を大切にするための普及啓発を兼ねた海岸清掃等を定期的に実施してまいります。

5 課題と今後の展望

地域住民の里浜保全活動によるバックアップもあり、本条例を制定することができ、具体的施策となるガイドラインを作成することができました。今後は、本条例及びガイドラインを広く市民やカーミージー周辺の海浜を利用する人々に周知していく必要があります。

これまでは、米軍基地の影響もあり主に地域の住民が利用してきましたが、平成30年3月の西海岸関連道路の開通とともに、利用者は明らかに増加しており、海浜でのバーベキューやジェットスキーの利用等も見られるようになってきました。そのため、沖縄本島中南部に残る貴重な自然海岸を有しているカーミージー周辺の自然環境を利用者が荒らさないよう周知していく必要があります。

また、カーミージー周辺は今後、海浜公園や民間のホテルを建設する予定があり、本市のまちづくりの魅力あるスポットとして注目される場所になります。そのため、カーミージー周辺を本市のまちづくりにどのように活用して行くのか、見定め直す時期に来ています。

カーミージー周辺の環境保全という観点では、環境保全に関する事業費をどのように確保していくかが課題として挙げられます。他の先進事例の調査等を行い、継続して事業化できるよう取り組んでまいります。

また、協議会について、現在は市が事務局となっておりますが、今後はNPO等の活動団体が中心となって行く事が望ましいと考えています。

今後も、地域住民や関係者と連携・協働しながら、カーミージー周辺の里浜づくりを本市の魅力あるまちづくりとして活かしていくよう、様々な取組を実施してまいります。